

## 重要事項説明書（介護予防福祉用具貸与事業）

### 1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

事業所名	シャローム若葉 介護予防福祉用具貸与事業所
所在地	千葉市若葉区桜木5-15-1（愛称シャローム若葉桜木）
連絡先	電話：043 - 234 - 5111
事業者指定番号	千葉県1270401076号
相談窓口（担当）	剣持 千秋
サービス提供地域	若葉区、中央区

### 2 事業所の職員体制等

管理者	剣持 千秋	福祉用具貸与事業主任
サービス提供責任者	剣持 千秋	福祉用具貸与事業主任
職員	福祉用具専門相談員  その他の取得資格 社会福祉士 介護福祉士 訪問介護員2級 福祉住環境コーディネーター2級 防火管理者	常勤 2名 非常勤 0名

### 3 営業時間・利用者負担・お支払い方法

#### （1）サービス提供時間

月～金	土曜日	日曜日	月～金の祝祭日
9：00～17：00	休	休	9：00～17：00

（注1）年末年始（12月29日～1月3日）は休業となります。

（2）通常の実施地域外サービスの場合、交通費として1キロメートルあたり40円（往復）を頂きます。

#### （3）お支払い方法

銀行又は郵便局の口座からの自動引落（原則）

銀行又は郵便局の口座からの自動引落は、基本的にはサービス提供月の翌月末日になります。末日が土曜、日曜、祝祭日の場合は翌月の第1営業日となります。

当事業者からの請求書を翌月20日までにお送りし、その請求分の引落はその月の末日となります。

ご利用頂けます金融機関は以下の通りです。

- イ．銀行自動引落申込用紙で申請できる金融機関  
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、信用金庫全店、農協
- ロ．郵便局自動引落申込用紙で申請できる口座  
普通預金（ぱるる）

ご利用方法

- イ．契約時にお渡しする銀行又は郵便局自動引落申込用紙のご記入と、お届印のご捺印をお願いします。
- ロ．ご記入、ご捺印いただいた申込用紙を、当事業者から銀行又は郵便局に提出します。
- ハ．提出後2週間から1ヶ月で、手続終了の通知が当事業者に届きます。その通知を受けて、当事業者からの請求書に引落開始のご案内を同封します。その月からの引落となりますので、口座残高の確認をお願いします。

上記の料金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

介護保険給付対象外のサービスとなる場合（サービス利用の一部が区分支給限度基準額を超える場合を含む）には全額自己負担となります。介護保険給付対象外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員または介護予防支援事業者から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

4 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

電話	0 4 3 - 2 3 4 - 5 1 1 1
ファックス	0 4 3 - 2 3 4 - 5 1 1 9
フリーダイヤル	0 1 2 0 - 8 4 - 5 1 4 1

利用者の中に同姓同名の方もいらっしゃいますので居住の町名とお名前をお伝え願います。

- (2) キャンセル料金は頂きません。

5 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

お電話や来訪によりお申し込みください。当事業者の職員が対応させていただきます。契約した後、サービスの提供を開始します。

- (2) サービスの終了

利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する1週間前までに文書でお申し出ください。いつでも解約できます。

当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他

の事業者を紹介し、介護サービスに支障のないようにします。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が長期で介護保険施設等に入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを利用していた利用者の要支援認定区分が非該当（自立）もしくは要支援と認定された場合。  
この場合、条件を変更して介護保険外のサービスで利用できますが全額自己負担となります。
- ・利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合。

その他

当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合は、利用者やその家族は文書で解約通知することによって、即座にサービスを終了することができます。

利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

## 6 当事業所の方針と特徴

### (1) 運営の方針

シャローム若葉、千葉市あんしんケアセンターシャローム若葉は、キリスト教精神にもとづき、法人理念を次のように掲げ、介護三原則の介護技術をもって、温かい親切的な介護をめざします。

法人理念「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕えることによって神の愛の実現に奉仕します」

「いのちを敬い」：生命の尊厳と人権の尊重

利用者のかけがいのない生命とその人格を尊重し、プライバシーに配慮し安全で清潔な生活環境を提供する。

「いのちを愛し」：思いやりといたわり

利用者に優しく親切的な思いと言葉をもって接し、安らぎのある生活を提供する。

「いのちに仕え」：いのちの質（QOL）を高める

利用者がその人らしく心豊かな生活ができるように支援し、自分と自分の親にして欲しい介護を提供する。

「神の愛の実現に奉仕する」：敬神と敬愛の精神

利用者と同時に、見えない存在者である神へ仕える精神をもってサービスを提供する。

### (2) 基本方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、市区町村、居宅介護支援・介護サービス事業所や福祉、保健、医療サービスを提供する関係者との連絡・調整を行い、個人が家庭や地域において、人として尊厳をもって、その人らしく生活ができるように支援していきます。

運営方針

健康で明るい雰囲気のみなぎる施設をめざします。  
 障害をもつ人々の自立を助け、高齢者の自立を支援します。  
 地域の高齢者福祉のニーズに即応する施設をめざします。  
 人間成長をめざす職場をつくります。

介護三原則      知識にもとづく「正確」な介護  
                          愛の心からの「誠実」な介護  
                          健康な精神で「清潔」な介護

7 サービス利用のために

事 項	有無	備 考
サービス内容の変更の可否	有	変更希望はお申し出ください
男性職員	有	
職員の研修	有	年二回以上実施
サービスマニュアル作成	有	

8 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情解決 委員会	受付窓口	剣持千秋（けんもちちあき）
	対応時間	9：00～17：00
	連絡先電話	043-234-5111
	フリーダイヤル	0120-84-5141
	苦情解決責任者	砂長谷和子（すなはせかずこ）
	苦情解決第三者委員	高橋宣昭（たかはしのりあき） TEL232-9652
		黒田博夫（くろだひろお） TEL256-0308
Eメール：info@shalomwakaba.com		

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

千葉県介護保険課 各区介護保険課	千葉県介護保険課	0 4 3 - 2 4 5 - 5 0 6 4
	若葉区介護保険課	0 4 3 - 2 3 3 - 8 2 6 5
	中央区介護保険課	0 4 3 - 2 2 1 - 2 1 9 8
	稲毛区介護保険課	0 4 3 - 2 8 4 - 6 2 3 3
	緑区介護保険課	0 4 3 - 2 9 2 - 9 4 9 1
	花見川区介護保険課	0 4 3 - 2 7 5 - 6 4 0 1
	美浜区介護保険課	0 4 3 - 2 7 0 - 4 0 7 3
千葉県運営適正化委員会	所在地	千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター内 福祉サービス利用者サポートセンター
	電話番号	0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4
	F A X	0 4 3 - 2 0 4 - 6 0 1 3
	利用時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	Eメール	supportf@orion.ocn.ne.jp

## 9 緊急時の対応

サービス提供中、利用者の容体に変化があった場合は、事前にうちあわせた各事業の別紙説明書記載の主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者などに連絡します。

## 10 . 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三育ライフ
代表者名	理事長 東海林 正樹
本部所在地・電話	東京都東久留米市南沢5丁目18番36号 0424-67-1561
東久留米事業所	施設長 上田 健
若葉事業所	施設長 砂長谷 和子
業務の概要	老人福祉法第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム
	老人福祉法第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所事業、老人居宅 介護事業
	在宅介護支援センター、介護保険法指定居宅支援事業者 福祉用具貸与事業
事業者数 (法人全体)	介護老人福祉施設1ヶ所、通所介護事業3カ所 訪問介護事業2カ所、訪問入浴介護事業1カ所 短期入所生活介護1カ所、居宅介護支援事業3カ所 認知症対応型共同生活介護2ヶ所 福祉用具貸与事業1カ所

1.2 当法人のうち若葉事業所建物概要

シャローム若葉 桜木本部		
デイサービスセンター（通所介護事業）、ホームヘルパーステーション（訪問介護事業）、訪問入浴介護事業、福祉用具貸与・販売事業所 （鉄筋4階建占有延床面積683.24㎡）		
非常災害対策	防災時の対応 防災設備 防災訓練時期 防火管理者 自主防災体制	防災計画と実施、食品の備蓄 火災報知機、煙探知機、ガス警報機 春、秋防災訓練 山本 一 自衛防災組織
自動車所有数	普通車両 6台（特殊福祉車両含む） 軽車両 8台（ " ）	

シャローム若葉 区役所前		
居宅介護支援事業所、千葉市あんしんケアセンター （鉄骨造2階建延べ床面積75.6㎡）		
非常災害対策	防災時の対応 防災設備 防災訓練時期 防火管理者 自主防災体制	防災計画と実施、食品の備蓄 火災報知機、煙探知機、ガス警報機 春、秋防災訓練 赤間 貴之 自衛防災組織
自動車所有数	軽車両 3台	

シャローム若葉 若松		
グループホーム虹の家（認知症対応型共同生活介護事業18室）、第2デイサービスセンター（通所介護事業） （鉄骨造2階建延床面積1159.32㎡）		
非常災害対策	防災時の対応 防災設備 防災訓練時期 防火管理者 自主防災体制	防災計画と実施、食品の備蓄 火災報知機、火災自動通報機、煙探知機、 スプリンクラー、消火栓、ガス警報機 春、秋防災訓練 高幣 義嗣 自衛防災組織
自動車所有数	普通車両 2台（特殊福祉車両含む） 軽車両 3台（ " ）	

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

介護予防福祉用具貸与事業者

所在地 千葉市若葉区桜木 5 - 1 5 - 1

事業者 シャローム若葉 福祉用具貸与事業所

代表者 理事長 東海林 正樹 印

説明者 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人又は  
立会人

住 所

氏 名 印